

令和3年度聴覚障害児支援中核モデル事業報告書

都道府県名：静岡県

1. 地域の現状と課題

・モデル事業実施に当たって、地域の社会資源等の状況はどうだったか。何が課題と認識していたのか。

新生児聴覚スクリーニング検査を実施する分娩取扱検査機関から精密聴力検査医療機関とつなげる体制は整いつつあるが、refer 児の精密聴力検査結果の把握や難聴確定以降の支援体制は十分とは言えず、新生児聴覚スクリーニング検査から幼児期、学齢期以降へと切れ目のない支援体制を構築するため医療、福祉、保健、教育それぞれの役割を明確にし、これまで以上の連携が求められている。

2. 都道府県等におけるこれまでの活動・取組

関連事業	内 容
新生児聴覚スクリーニング検査の啓発	新生児聴覚スクリーニング検査の受検率の向上に向け、妊産婦や新生児の家族に、検査の意義や聴覚障害の早期発見・早期支援に関する理解を深めていただくための啓発等を行う。
新生児聴覚検査体制整備事業費助成【H28年度事業】	県内分娩取扱機関に対し、新生児聴覚スクリーニング検査の実施に必要な検査機器の整備費用の助成を実施【医療機関整備率100%】 ※補助率 県 1/3 事業者 2/3 (助成上限額 1,000 千円)
新生児聴覚検査体制整備事業費助成【R2年度事業】	県内分娩取扱機関に対し、新生児聴覚スクリーニング検査の実施に必要な検査機器(自動ABR)の整備費用の助成を実施(県内病院、診療所、助産所 22ヶ所交付決定) ※補助率 国 1/2、県 1/2 (助成上限額 3,600 千円)
新生児聴覚スクリーニングフォローアップ事業【H29事業拡充】	乳幼児聴覚支援センターの専門技術職(言語聴覚士)により、新生児聴覚スクリーニング検査等の相談事業や療育指導、医療機関及び市町等との連絡調整等を行う。H26年度に「新生児聴覚スクリーニング検査と事後対応マニュアル」を改訂し、H29年度に言語聴覚士を1名増員するなど、難聴児の早期発見・早期支援(療育)に係る体制の充実を図っている。
きこえの手帳【H25年度～】	新生児聴覚スクリーニング検査により発見された聴覚障害(疑を含む)児の聴力検査結果等を経年的に記録できる手帳を作成し、治療や支援に活用している。
補聴援助システム貸与事業【H24年度～】	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する切れ目のない福祉サービスの一つとして、学習機会の確保を図り、健全な発達を支援するため補聴援助システムの送受信機の貸出し業務を実施している。
新生児聴覚スクリーニング検査の公費助成【H29～市町事業】	H28年度「新生児聴覚検査体制整備事業」により県内全ての分娩取扱医療機関で新生児聴覚スクリーニング検査が受検できる体制が整ったことを契機に、H29年度から県内32市町で、H30年度から県内全市町で検査費用の公費助成が開始となった。

・聴覚障害児支援に関して、本事業を実施する自治体においてどのような活動や取組をしていたのか。

3. 本事業での取組

事業を静岡県立総合病院機構へ委託し、乳幼児聴覚支援センターを設置している。

1) 協議会の設置について

①協議会の構成員（所属（役職）

日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会（理事・医療福祉委員・精密聴力検査機関担当医） 静岡県産婦人科医会事務局、新生児科医静岡県言語聴覚士会（会長）、精密聴力検査機関（言語聴覚士）、静岡県立聴覚特別支援学校（学校長・教育相談担当）、静岡県手話通訳士事務局、静岡市・浜松市母子保健課、静岡県乳幼児聴覚支援センター、静岡県（教育委員会特別支援教育課、障害福祉課、こども家庭課）

②協議会の開催回数、開催日、議題、出席状況

ア 開催回数

年 2 回

イ 開催日

令和 3 年 6 月 10 日（木）

令和 3 年 12 月 16 日（木）

ウ 議題（報告事項）

- ・「日本の成育医療と世界の難聴支援の動向について」
- ・「通常校に在籍する難聴児の調査について」
- ・「令和 3 年度難聴児等支援関連事業 予算報告」
- ・「文部科学省 教育相談充実事業 言語聴覚士派遣内容の報告について」
- ・「補聴援助システム貸与事業について報告」
- ・「静岡県立聴覚特別支援学校からの報告」
- ・「文科省 教育相談充実事業」
- ・「パーソナルちいくえほんの紹介」
- ・「厚労省視察受入れ報告」
- ・「国内における軽度・中等度難聴児への補聴器購入費助成制度について」
- ・「オンラインセミナー小児の難聴と人工内耳の報告」
- ・「浜松、沼津きこえの相談室開設について」
- ・「難聴児が通う聴覚特別支援学級および通級指導教室への巡回訪問について」
- ・「普通小中学校に在籍する難聴児への支援」

エ 出席状況

令和 3 年 6 月 10 日（木） 47 名 令和 3 年 12 月 16 日（木） 51 名

③コーディネーターの職種と経験年数

言語聴覚士 3 名

- ・聴能言語士 20 年、言語聴覚士 20 年
- ・聴覚特別支援学校教員 38 年、言語聴覚士 2 年

- ・言語聴覚士 12 年

④コーディネーターの主な役割

福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対して適切な情報提供と支援をすること。

2) 関係機関との連携

①現状

聴覚障害児及び保護者への早期支援・介入を目的に、聴覚特別支援学校、精密聴力検査機関、市町保健センターとの連携が必要である。

②実施内容及び手法

- ・「聴覚障害児支援対策委員会」を開催し、関係機関で情報を共有し連携強化を図る。
- ・補聴機器を装用する聴覚障害児への補聴援助システム貸与（貸与業務は「4 巡回支援」で実施）を通じて、在籍園・学校の担当教員へ個々の聴取能力に応じた情報提供を行い、聴覚特別支援学校と連携する。
- ・聴覚障害児の適切な就園、就学先について支援する方法を検討する。

③結果

- ・以下の委員会を開催し、連携強化を図った。

	実施回数	参加者	主な議題等
月例運営委員会	9回	精密聴力検査機関の医師、耳鼻科医師、乳幼児聴覚支援センターの言語聴覚士、行政担当課（母子保健、障害福祉、特別支援教育）	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当事業の進捗状況の確認 ・意見交換等
聴覚障害児支援対策委員会	2回	精密聴力検査機関の医師、耳鼻科医師、聴覚特別支援学校校長、静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会会長、文部科学省の事業で聴覚特別支援学校に設置している教育相談マネージャー、乳幼児聴覚支援センターの言語聴覚士、行政担当課（母子保健、障害福祉、特別支援教育、義務教育）	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会の現状調査実施報告 ・インクルーシブ教育について ・意見交換等

3) 家族支援の実施

①現状

聴覚障害児の保護者に対する相談（育児）支援を中心に人工内耳・補聴器の装用について、個々の聴取能力に応じた聴覚活用手段（音声言語をはじめ手話などの補助手段）等の適切な情報提供を行う必要がある。

②実施内容及び手法

- ・聴覚障害の保護者または、子どもの聴覚に不安のある保護者等に相談支援を行う。
- ・0～3歳を対象とした「難聴児の家族交流会（きこえのおへや）」を開催。また親子遊びや絵本の読み語りなどを通じて、家族同士の交流を図り、保護者が孤立しないよう、不安軽減に努めている。
- ・きこえの手帳の作成、配布（「きこえの手帳」は聴覚障害児の検査結果や、経過記録をまとめるもの。医師や言語聴覚士、市町保健師、学校の先生等に検査結果を正しく伝えることができ、支援や指導の参考とする。）

③結果（対象者、実施回数、支援内容等

内容		実績	備考
個別支援	電話相談	15件	
	面談相談	14件	
	オンライン相談	5件	
親子教室	参加人数（件数）	22名（6回）	
きこえの手帳の作成		130部	

4) 巡回支援の実施

①現状

リファーマから難聴確定直後の早期支援、介入体制づくりが不十分であり、適切なタイミングで医療や療育の提供が行われていない。また、各地域の教育、保健、福祉、医療の連携が不十分であり、必要な支援や情報がすべての難聴児へ行き届いていない。

②実施内容及び手法

- ・聴覚障害児の学習機会の確保を図り、健全な発達を支援する目的で、ロジャーなどの補聴援助システムの貸与を行う。
- ・補聴援助システムを貸与したすべての聴覚障害児について、聴覚特別支援学校や通級指導教室担当教員とともに、言語聴覚士が市町の通常園、学校等に対して巡回指導を実施する。
- ・地域における保護者への相談支援の場として「親子教室」と共に東部・中部・西部の精密聴力検査機関で巡回相談を開催する。

③結果（対象者、実施回数、支援内容等

内容		実績	備考
補聴援助システムの貸与		15 件	軽度 2 件、中等度 13 件、重度 0 件
巡回指導の実施	聴覚特別支援学校、 通常校	9 回	通級指導教室巡回訪問

5) 聴覚障害児の支援方法に係る 研修の実施

①現状

言語通級指導教室を担当している教員や、聴覚特別支援学校の教員は必ずしも聴覚障害専門ではないため、教育現場における聴覚障害児に対する理解を深める必要がある。

②実施内容及び手法

- ・ 集団生活における難聴理解を推進するため、難聴児が通う聴覚特別支援学校教員をはじめ難聴特別支援教室、言語通級指導教室担当者、在籍校教員に向けた精密聴力検査機関の耳鼻科医師による講話などの研修会を行う。
- ・ 難聴特別支援教室や言語通級指導教室を巡回訪問指導を行い、在住地域での適切な療育を支援する。

③結果（対象者、実施回数、研修内容等）

研修会名称	対象者	実施回数	内容
小児の難聴と人工内耳	教育関係者 48 名、 言語聴覚士 17 名、 助産師・保健師・ 行政 17 名	1 回	人工内耳装用児が通う施設、学校や園の先生向けに、人工内耳の基本的な知識の紹介、人工内耳を装用している小学生、中学生、高校生、社会人の方から体験等を聞き、人工内耳装用児への理解を深めていく。
難聴特別支援教室や言語通級指導教室への巡回訪問指導	言語通級指導教室を担当している教員等	9 回	言語通級指導教室の担当者向けの研修を巡回して行う。
難聴児が通う聴覚特別支援学校および通級指導教室教員担当者向け研修会	言語通級指導教室を担当している教員、聴覚特別支援学校の教員等 計 46 名	3 回（静岡県東部、中部、西部）	言語通級指導教室を担当している教員向けに、聴覚障害に対する理解を深める。

4. 考察

- ・ 本事業の実施前後で改善したこと。

①本事業前から有志により運営してきた「静岡県聴覚障害児を考える医療と保健福祉と教育の会」を協議会として位置づけることができた。

②協議会に加え、聴覚障害児支援対策委員会及び月例運営委員会を立ち上げ、医療、福祉、保健、教育の関係者が集まり情報交換等を行う機会が増え、難聴児支援における現状や課題（改善点）を共有することができた。

・本事業を実施した中で効果的と考えられる取組

教育関係者への研修会

人工内耳装用児から体験を聞ける機会を設け、聴覚障害（特に人工内耳装用児）についての理解を深めた。

・本事業を実施した際に、困難と思われたこと及び明らかになった課題。

- ①本県の聴覚障害に対する療育を担っている医療、教育関係機関にて療育に対する評価や手法が異なり、また相互の連携が不足している。
- ②難聴児であっても早期発見、早期治療、適切な療育を行うことにより、通常校で健聴児と同様の学校生活を送ることができて、さらにその後の高等教育、社会生活の自立が期待されるため、必要時、就学支援委員会や就学後の難聴児の支援の場に医師や言語聴覚士等の専門家の意見を取り入れられるような仕組みが必要。
- ③補聴器や人工内耳を装用した児が、通常校へ進学した場合に、医療と教育で連携して支援を行うことが重要。

5. 今後の展望

・明らかになった課題に対して、今後どのように対応する予定か。

・本事業での取組内容を、今後どう活かして行くのか。

- ①人工内耳装用児に対する早期療育・支援を行うため、本県の療育を担っている医療と教育の連携を強化する必要がある。また、音声言語獲得を促す療育体制について進んでいる諸外国（豪州等）から療育手法等を学び、本県における療育体制の見直しを行う。
- ②通常学級へ通っている難聴児の把握、支援について継続的に行っていく必要がある。
- ③就学支援委員会時に医師や言語聴覚士の意見を反映できるよう仕組みを検討する。
- ④今後、通常校へ通う聴覚障害児が増えると予想されるため、通常校内での聴覚障害児への支援強化が必要である。
- ⑤検査や治療等に関する情報提供や新生児聴覚スクリーニング検査の精密検査受診勧奨を行うため、アプリを活用した支援を行っていく。（令和3年度本県の単独事業により開発した聴覚支援のためのアプリ）

6. 参考資料

・本事業の全体の概要概要を表したポンチ絵やその他を表したポンチ絵やその他本事業本事業にに關係する資料、事業の様子がわか關係する資料、事業の様子がわかる写真等写真等